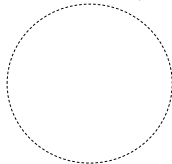


受 付 印



決 裁	事務局長	次 長	課 長	課長補佐	G L	担 当	合 議
※ 決 定 年 月 日							

短期請求等様式第 21 号

育 児 時 短 勤 務 手 当 金 請 求 書				決 定 額	※	円
組 合 員 等 記 号 ・ 番 号	-	組 合 員 氏 名		所 属 所 名		
育 児 時 短 勤 務 期 間	初 日	年 月 日	終 了 (予 定) 日	年 月 日		
育 児 短 時 間 勤 務 に 係 る 子	氏 名		生 年 月 日	満 2 歳 に 達 す る 日		
			年 月 日	年 月 日		
育 児 時 短 勤 務 開 始 時 の 標 準 報 酬 月 額		円	請 求 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
証 明 事 項	雇 用 保 険 加 入		有 ・ 無			
	育 児 時 短 勤 務 期 間	初 日	年 月 日	末 日	年 月 日	
		育 児 時 短 勤 務 期 間 に 変 更 が あ っ た 場 合		変 更 後 の 末 日	年 月 日	
	育 児 時 短 勤 務 を 開 始 す る 前 の 一 週 間 の 所 定 勤 務 時 間			時 間		
	支 給 対 象 月 中 の 一 週 間 の 所 定 勤 務 時 間			時 間		
	支 給 対 象 月 に 支 払 わ れ た 報 酬 の 額 (1 月 当 た り の 通 勤 手 当 及 び 寒 冷 地 手 当 含 む)			円		
	そ の 他 報 酬 に 対 す る 特 記 事 項		通 勤 手 当 : 有 ・ 無 (該 当 す る も の に ○ で 囲 ん で く だ さ い 。) 1 月 当 た り の 通 勤 手 当 の 額 : 円 寒 冷 地 手 当 : 有 ・ 無 (該 当 す る も の に ○ で 囲 ん で く だ さ い 。) 1 月 当 た り の 寒 冷 地 手 当 の 額 : 円 $= (\frac{\text{円}}{\text{支 給 月 額}} \times \frac{\text{か 月}}{\text{支 給 月 数}} \div 12)$ ※ 標 準 報 酬 の 月 額 等 の 決 め 方 と 同 様 の 取 扱 い で す 。			
上 記 証 明 事 項 に つ い て 、 事 実 と 相 違 い な い こ と を 証 明 し ま す 。						
年 月 日		所 属 機 関 の 長		職 名 氏 名		
上 記 の と お り 請 求 し ま す 。 滋 賀 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 理 事 長 様 住 所 年 月 日 請 求 者 氏 名						
上 記 の 記 載 事 項 は 、 事 実 と 相 違 い な い も の と 認 め ま す 。 年 月 日 所 属 所 長 職 名 氏 名						

(注) 裏面の注意事項を参照してください。 ※印欄は記入しないでください。

注意事項

- この請求書は、育児時短勤務を行った月経過後に、育児時短勤務を行った月ごとに提出してください。
- 「育児時短勤務開始時の標準報酬月額」欄は、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額について記載してください。
- 「育児時短勤務終了予定年月日」欄は、育児時短勤務に係る子が2歳に達することにより育児時短勤務手当金の支給が終了する場合には、当該子の2歳の誕生日の前々日を記載してください。
- 「育児時短勤務を開始する前の一週間の所定勤務時間」欄は、育児時短勤務に入る前の本来の一週間の所定勤務時間を記載してください。
- 「支給対象月中に支払われた報酬の額」欄は、支給対象月に支払われた報酬（臨時のもの及び3か月を超える期間ごとに支払われるものを除く。）の額を記載してください。
また、通勤手当が数か月分一括して支給される場合は、通勤手当額を支給月数で除して得た額を報酬額に含めてください。
なお、寒冷地手当が支給される場合は、支給月額に支給月数を乗じて得た額を12で除して得た額（円位未満切捨て）を報酬額に含めてください。
- 「その他報酬に対する特記事項」欄は、通勤手当がある場合には、1月当たりの通勤手当の金額及び支給単位期間を記入してください。
また、寒冷地手当がある場合には、1月当たりの寒冷地手当の金額を記入してください。

7 請求時に添付する書類

確認する要件	必要書類
育児時短勤務の申出に係る子が2歳に満たないこと（初回請求時のみ）	・母子健康手帳（出産日については出生届出済証明の部分）、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）等、子との関係と年齢がわかる書類の写し

8 最終請求時に添付する書類

確認する要件	必要書類
育児時短勤務の申出に係る子が亡くなったこと	・戸籍謄本、死亡診断書等、子が亡くなったことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出に係る子が2歳に達したこと	・母子健康手帳（出産日については出生届出済証明の部分）、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）等、子との関係と年齢がわかる書類の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったこと	・辞令等、産前産後休業、介護休業又は育児休業をする期間が始まったことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について新たな育児時短勤務をする期間が始まったこと	・辞令等、新たな育児時短勤務をする期間が始まったことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出に係る子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したこと	・辞令等、子が2歳に達する前に育児時短勤務を終了したことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出に係る子と離縁又は養子縁組の取消（養子の場合）をしたこと	・離縁届受理証明書等、子と離縁又は養子縁組の取消をしたことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出に係る子が他の者の養子となったこと	・戸籍謄本等、子が他の者の養子となったことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出に係る子と同居しないこととなったこと	・住民票等、子と同居しないこととなったことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組の成立について請求した家事審判事件が、特別養子縁組の成立の審判が確定することなく終了したこと	・審判が確定することなく終了したことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定によりなされた同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたこと	・里親等委任措置解除通知書等、養子縁組里親である組合員への委託の措置が解除されたことがわかる書類の写し
育児時短勤務の申出をした組合員について、疾病、負傷又は身体条若しくは精神上的の障害により、育児時短勤務の申出に係る子を養育することが出来ない状態になったこと	・医師の診断書等、子を養育することが出来ない状態になったことがわかる書類の写し